



一時預かり保育のご利用について

認定こども園みわ保育園の一時預かり保育は、国(厚生労働省)の特別保育事業として行われています。原則として北見市が定める北見市一時預かり事業実施要項により実施いたします。(但し、実施に関する一部については、みわ保育園が独自に決めています。)

● 一時預かり保育とは

児童福祉法第24条の規定による保育の実施の対象とならない就学前の児童で、次の「ご利用できるサービス1・2・3」のいずれかに該当する保育のこととされています。

※ 対象児童：当園では1歳～小学校就学前までの児童が対象となります。1号認定児童は利用できません。

● ご利用できるサービス

1. 非定型的保育：保護者の勤務形態等により、家庭における育児が断続的に困難となり、一時的に保育が必要
 2. 緊急保育：保護者の傷病、入院等により、緊急・一時的に保育が必要
 3. 私的による保育：保護者の育児疲れ解消等の私的な理由、その他の事情により一時的に保育が必要

● ご利用できる日数(期間)

上記の「ご利用できるサービス」の1.非定型的保育及び、3.私的 lý由による保育の場合は、原則として1週間に3日、又は1ヶ月に14日以内で利用することができます。2.緊急保育の場合は、「原則として1ヶ月を超えることはできない」とされていますので、おおよそ30日程度利用することができます。

● ご利用可能日

月～金曜日(祝、祭日を除く) ※年末年始及び保育園行事等でご利用できない日もあります。
※ご利用は必要な時間帯のみとさせていただきます。

● ご利用の申し込み

ご利用に当たっては事前に登録が必要です。園に申込書がありますので、必要事項を記入し提出して下さい。
登録終了後、ご利用日時等の詳細を調節させていただきます。(状況によってはお預かりできない場合もあります。)
※ 一時預かりの登録ができる施設は一カ所のみです。

年度途中で利用施設変更を希望される場合は、必ず前の施設で登録の解除が必要です。

● ご利用のための料金

- ・3歳未満児 1回 1,600円 (4時間以内のご利用・・・800円)
 - ・3歳以上児 1回 1,400円 (4時間以内のご利用・・・700円)

※ 上記の年齢区分は利用する年度の学齢（4月1日現在の年齢）となります。

※ 生活保護法による被保護世帯、前年度分市町村民税非課税の世帯は、北見市への申請により免除されます。該当になる場合は証明書が必要ですので、必ず園にお申し出ください。

● 料金のお支払い方法

一時保育利用料金は、ご利用の都度保育園から請求させていただきます。
原則として、保育終了時にお支払いをお願いいたします。領収証をお受け取り下さい。

◆ 用意していただくもの (全ての物に名前をご記入ください。)

- ① 着替え ② おむつ(必要なお子さんのみ) ③ バスタオル(2枚 お昼寝用)

◆ 食事、おやつ

昼食、おやつはその時間帯にご利用の場合は提供させていただきます。

※3・4・5歳のお子さんの主食代は利用料に含まれていませんので一食につき25円頂きます。

◆ 葦の取り扱いについて

緊急やむを得ない場合はご相談ください。

◆ 園と家庭との連絡について

- ・園での様子について・・・・連絡票と口頭でお伝えします。
 - ・欠席やご利用時間の変更・・・必ずご連絡下さい。（食事準備のため、9時30分までにお願いします）
 - ・お迎えの方の変更・・・必ず事前にご連絡をお願いします。（お迎えの方の氏名、お迎え時間）

◆ 一時預かり保育の保育

通常保育の子どもたちと一緒に、各年齢のお部屋で過ごします。

◆ ご不明な点につきまし

本刊は月刊誌として毎月発行。書籍を含む。